

京都府地球温暖化対策条例の施行 状況等について（報告事項）

令和4年2月16日

京都府府民環境部

（京都府環境審議会総合政策・地球環境合同部会資料）

本日の報告内容

1. 昨年度までの経過
2. 改正条例の施行状況
3. 地球温暖化対策に係る直近の動向
4. 今後のスケジュール案

本日の報告内容

1. 昨年度までの経過
2. 改正条例の施行状況
3. 地球温暖化対策に係る直近の動向
4. 今後のスケジュール案

両部会における昨年度までの審議経過

地球環境部会

2019年6月7日付け：諮問Ⅰ

- ① 地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方
- ② 地球温暖化対策推進計画の改定に係る基本的な考え方

諮問理由

地球温暖化対策条例による当面の目標数値を定めた2020年度が到来するとともに、地球温暖化対策推進計画の計画期間が満了することから、**目標年度、目標数値等に関する地球温暖化対策条例の見直し及び地球温暖化対策推進計画の改定に係る基本的な考え方について**審議いただくため。

2019年度9回、2020年度5回開催
(計14回：うち9回は総合政策部会と合同)

総合政策部会

2019年6月7日付け：諮問Ⅱ

- ③ 再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直しに係る基本的な考え方

諮問理由

再生可能エネルギーの導入等促進プランの目標年度である2020年度が到来し、また同年度末をもって京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部の規定（再生可能エネルギー導入計画認定制度）が失効を迎えるに当たり、**再生可能エネルギーを取り巻く状況変化等を踏まえ、環境保全など幅広い観点から、同条例の見直しに係る基本的な考え方について**審議いただくため。

2019年度7回、2020年度2回開催
(計9回：すべて地球環境部会と合同)

①温暖化対策条例／③再エネ条例の改正

2020年9月30日～10月20日：パブリックコメント
10月30日：環境審議会答申
12月21日：府議会可決
12月23日：改正条例公布

②温暖化対策推進計画の改定

2020年12月16日～翌1月6日：パブリックコメント
2021年 1月14日：環境審議会答申
3月22日：府議会可決

2020年度条例改正の概要

脱炭素で持続可能な社会に向けた削減目標の設定と新たな義務規定等の創設

パリ協定による世界共通の長期目標

「平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分に低く保つとともに1.5℃以下に抑える」

2050年

温室効果ガス排出量**実質ゼロ**

2030年

温室効果ガス排出量**40%以上削減** (2013年度比)

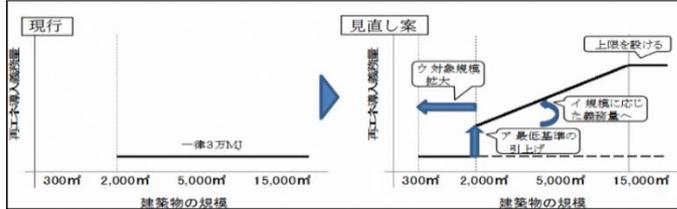
2020年

目標達成に向けた取組強化・仕組みづくり
環境基本計画改定、温暖化対策条例・再エネ条例改正、実行計画改定

■ 建築物は再エネ導入ポテンシャルが高く、長期にわたり温室効果ガス排出量に影響を及ぼすことから、一層の再エネ導入を促進

① 再エネ導入義務の強化【再エネ条例】★

- 特定建築物（延床2,000㎡以上）に導入すべき再エネの基準を強化
- 準特定建築物（延床300㎡以上2,000㎡未満）への再エネ導入義務規定の創設



② 設計者から建築主への説明義務創設【再エネ条例】

- 建築士の建築主に対する再エネ設備の導入等に係る情報の書面交付・説明の義務化など

③ その他改正事項【温対条例／再エネ条例】

- 特定建築物に対する再エネ、府内産木材の導入場所の拡大【温対条例・再エネ条例】
- 除外規定（開放性の高い建築物、仮設建築物等）の創設【温対条例・再エネ条例】

■ 事業活動に伴う排出量は、2030年度においても引き続き割合が高いと試算されることから、一層の取組促進を図る

① 特定事業者※削減目標の引上げ【温対条例】（指針で規定）

- ※ 府内における事業活動に係る年間（年度）のエネルギー使用量が原油換算数量で1,500キロリットル以上の事業者等、温室効果ガスの排出量が多い事業者
- 計画書制度の評価基準となる目標削減率を引上げ【運輸】1%→2%【産業】2%→4%【業務】3%→6%（いずれも3年間平均）

② 特定事業者の再エネ導入状況報告書制度の創設【再エネ条例】

- 特定事業者を対象に再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設

③ 自立型再エネ導入等計画認定制度の延長等【再エネ条例】

- 中小企業等による再エネ導入等の計画認定 + 税制優遇制度の5年間延長
- 上記認定基準への「地域活用要件」の追加

■ 代替フロン※の排出量が増大していることから（2013→2017年で4割増）、代替フロンの排出抑制を促進する

※ ハイドロフルオロカーボン（HFC）の略称

① 代替フロンの排出抑制等に係る届出制度等の創設【温対条例】

- 冷媒用代替フロンを使用した機器の使用者に対して適切な管理を求める規定を創設
- 特定事業者に対して代替フロンの使用状況等の報告を求める届出制度を創設

① 再配達削減に係る努力義務規定の創設【温対条例】

- 事業者・府民に対して再配達削減に努めることを求める規定を創設

② 気候変動への適応に係る地球温暖化対策の追加【温対条例】

- 府、事業者、府民等が気候変動への適応策に取り組むべき事項を明記
- 情報提供、技術的助言等により取組を支援する地域気候変動適応センターの機能確保

事業者対策

フロン対策

その他

地球温暖化対策推進計画の概要

■ 計画の期間：2021年度から2030年度 ■ 計画の位置付け：地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

2050年頃の京都府の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出

「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2030年までの施策の基本的考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進
- 省エネ取組を加速化、再エネの最大限の導入・利用を推進
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進

緩和策

目標

- ➡ 2030年度の温室効果ガス排出量を40%以上削減（2013年度比）することを当面の目標とする。

加速すべき取組の方向性 ➡ 関係する分野の取組に反映

- 機器・住宅の環境性能の向上 ■ 環境配慮型経営の促進
- 交通・物流の脱炭素化の推進 ■ 再エネの最大限の導入・需要創出
- フロン対策の推進 ■ 資源循環の促進
- 森林吸収源対策の推進 ■ 新たな環境産業の育成・支援
- 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

対象分野 ➡ 対象分野ごとに実施すべき取組

- 事業活動（産業・業務） ○ 自動車交通
- 家庭（電気機器、住宅含む） ○ 建築物（住宅以外の建築物、緑化含む）
- 再生可能エネルギー ○ 代替フロン
- 廃棄物、環境物品等 ○ 森林吸収源
- 横断的取組

適応策

目標

- ➡ 長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンス向上や、イノベーション創出の仕組み構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進

適応策に関する基本的事項

推進方針

1. 時間的・空間的広がり考慮、幅広い主体への影響を想定、生活・事業の質を維持・向上
2. 適応策により、「京都らしさ」を持続・発信
3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

適応策の方向性（進め方）

- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- 気候変動に関する情報収集
- 分野に応じて効果的なアプローチで適応策を推進
- 適応ビジネスの推進
- 行政自らの事業活動への適応策を推進

+ 適応策の推進体制の充実・強化・・・「地域気候変動適応センター」機能を確保

基本的視点

- ① 長期的に考える
- ② 幅広く対象を想定
- ③ 同時解決を図る
- ④ ビジネスにつなげる
- ⑤ 京都ならではの対策

<対象分野>

- ① 農林水産業
- ② 水環境・水資源
- ③ 自然生態系
- ④ 自然災害
- ⑤ 健康
- ⑥ 産業・経済活動
- ⑦ 府民生活 など

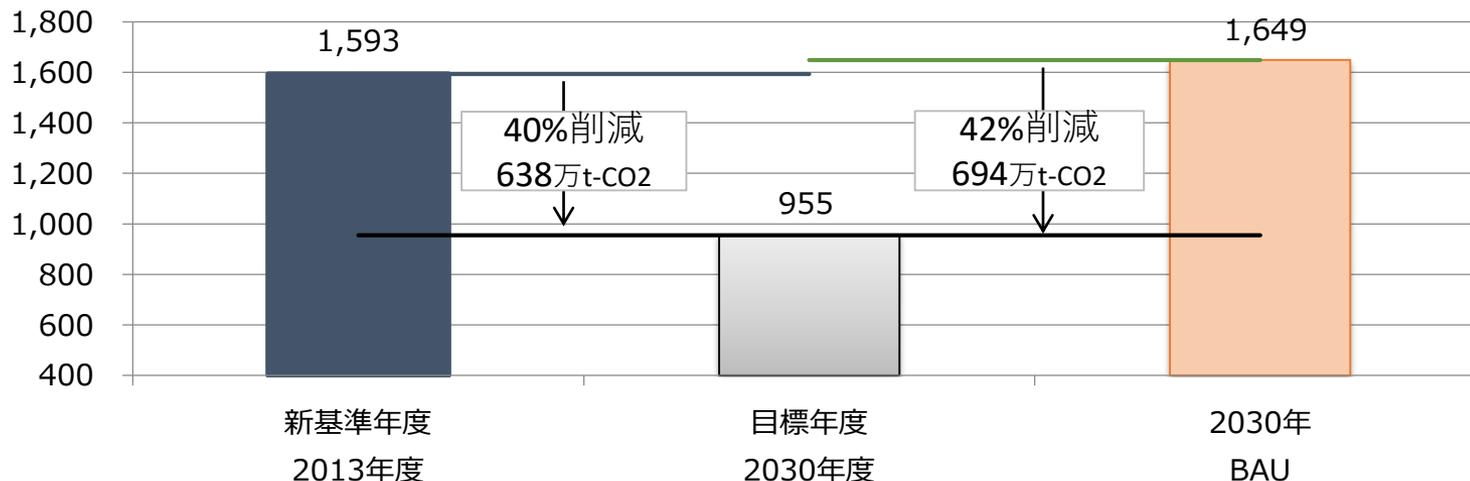
計画の進行管理

- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 計画策定後、概ね5年後に見直し

(参考) 温室効果ガス排出量削減イメージ

新たな当面目標：2030年温室効果ガス排出量40%以上削減（基準年度：2013年度）

■ 府内の温室効果ガス排出量（万t-CO₂）



2030年BAU：
2030年度における現
状趨勢（BAU）ケー
スでの温室効果ガス排
出量を推計（2013
年度を基準）

■ 2030年度までの府内の部門別温室効果ガスの削減量等（万t-CO₂）

部門	国削減量	府削減量	森林吸収	合計
産業	80~90	40~50	-	120~140
業務	135~145	55~65	-	190~210
運輸	50~60	5~10	-	55~70
家庭	140~150	20~30	-	160~180
その他	85~105	15~20	-	100~125
森林吸収	-	-	60~70	60~70
合計	490~550	135~175	60~70	685~795

⇒ 2013年度比▲39.5%~▲46.4%

(参考) 再生可能エネルギーの導入等促進プラン (第2期) の概要

- 計画の期間 : 2021年度から2025年度
- 計画の位置付け : 京都府再生可能エネルギーの導入等促進に関する条例の実施計画
- 策定時期 : 2021年3月

■ 目的

- 2050年の脱炭素で持続可能な社会の実現を見据え、社会情勢の変化に対応しつつ、2030年度までに再エネの導入・利用が標準となり、環境・経済・社会が好循環するための価値観・仕組みの浸透を目指す
- その実現に向け、本プランの計画期間である2025年度までに、京都ならではの「豊かな自然環境と共生し多彩な文化を生み出す力」や「京都のまちづくりを支える力」を活かしたエネルギー政策を展開

■ プランの目標数値

	目標指標	2025年度	2030年度
作る側	府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合	15%	25%
使う側	府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	25%	35%

「使う側 再エネ電力使用量の割合」の数値目標を新たに設定

■ 施策の基本方針

再エネの導入加速	再エネの需要創出	地域共生型の再エネ事業の普及促進	2030年以降を見据えたイノベーション・担い手育成
<ul style="list-style-type: none">➢ 建築物への省エネ施策と一体的な太陽光発電・太陽熱設備の導入促進➢ 耕作放棄地への営農型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング）の導入促進➢ 周辺環境に配慮したウィンドファームの導入に向けた施策の実施 etc	<ul style="list-style-type: none">➢ 再エネ電気の調達を望む中小企業・府民が再エネ電気を調達しやすい仕組みの創出➢ 府が率先して再エネ電気を購入 etc	<ul style="list-style-type: none">➢ 地域共生・環境調和を重んじ、地域活性化にも資する再エネ設備の導入促進➢ 再エネ設備の設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取組の促進 etc	<ul style="list-style-type: none">➢ 地域資源を活用した水素エネルギーの需要拡大と地域課題解決に資する実証➢ 次代を担う子どもたちへの環境教育や再エネ事業の担い手育成 etc

本日の報告内容

1. 昨年度までの経過
2. **改正条例の施行状況**
3. 地球温暖化対策に係る直近の動向
4. 今後のスケジュール案

改正条例の主な規定の施行・準備状況①

1. 建築物関係

1-1 建築士から建築主への再エネ導入に係る情報提供の義務規定の創設 (2021.4.1施行済)

- ※ 設計者（建築士）は書面で説明し、書面の写しを3年間保存（延べ床面積300m²未満は保存義務対象外）
- ※ 2021年4月1日以降に設計契約を締結した建築物が対象

<施行状況>

- 建築士団体等との意見交換を通じてた制度周知と合わせて履行を確認（建築士による府への報告義務規定等はなく、すべての建築物を対象にした説明義務の履行確認は不可）

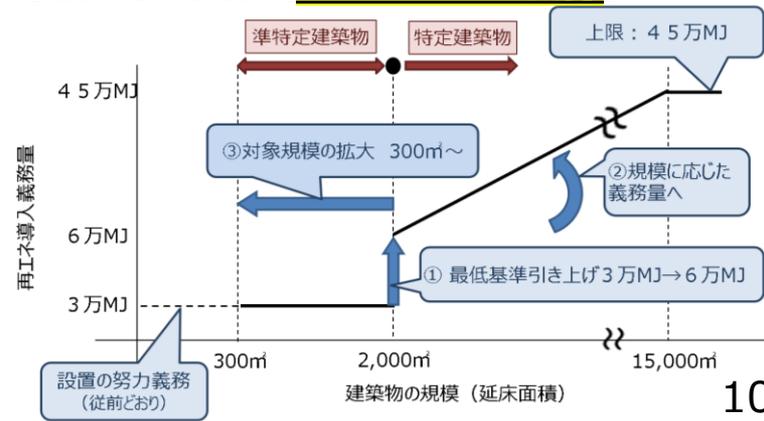
<来年度以降の予定>

- 建築士団体等のご意見を踏まえた「京都府・京都市条例に基づく再生可能エネルギーの導入・設置等に係る建築士の説明義務制度の手引」の見直し
- セミナー等の広報強化による建築主の理解醸成（継続）
- 条例に基づく報告徴収制度により、特定建築物・準特定建築物を設計した建築士を対象に履行状況を確認

1-2 特定建築物（2,000m²～）の再エネ導入義務量の強化 準特定建築物（300～2,000m²）の再エネ導入義務の創設 (2022.4.1施行)

<施行に向けた準備状況（予定含む）>

- 制度概要のチラシやPR動画の作成
- 広報誌（きょうと府民だより）による情報発信
- 府民・事業者向けセミナーの開催（2021年度2回開催）
- 建築物省エネ法に基づく指定検査機関等への周知依頼など



改正条例の主な規定の施行・準備状況②

2. 特定事業者関係

2-1 計画書制度の評価基準となる目標削減率を引上げ（第5計画期間：2023年度～）

※指針を改定し、【運輸】1%→2%【産業】2%→4%【業務】3%→6%（3年間平均）へ引き上げ

<施行に向けた準備状況（予定含む）>

- 目標削減率引上げと合わせた再エネ導入を評価する仕組みの導入を検討
- 事業者向け説明会の開催

<来年度以降の予定>

- 2022年度中に指針改定（目標削減率の引上げ、再エネ導入の評価）

2-2 再エネ導入状況等報告制度の創設（2021.4.1施行済、2022年度より提出）

※特定事業者による再エネ導入等の取組を促進するため、再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設するとともに、導入等の基準（35%）を設定

<施行に向けた準備状況（予定含む）>

- 記載要領の作成
- 事業者向け説明会の開催
- 特定事業者への通知（記載要領の送付含む）

2-3 代替フロン使用状況等報告制度の創設（2021.4.1施行済、2022年度より提出）

※特定事業者に冷媒用代替フロンの放出及び漏出の防止措置を促すための報告・公表制度を創設

<施行に向けた準備状況（予定含む）>

- 手引書の作成
- 事業者向け説明会の開催
- 特定事業者への通知（手引書の送付含む）

改正条例の主な規定の施行・準備状況③

3. 再エネ導入計画認定制度

自立型再エネ導入等計画認定制度の期限延長 + 認定基準追加 (2021.4.1施行済)

※再エネ設備等を災害時に地域で活用すること（自立運転機能を有するパワコン、外部供給コンセントの設置等）を認定基準に追加

<施行状況>

- 2021年度は10件を認定（補助金交付は9件）。完了後の現地検査で外部供給設備を確認。
- ※新たな認定要件等について業界団体等を通じて事業者や太陽光発電設備の施工業者に周知

4. 気候変動適応

地域気候変動適応センターの機能確保（府の義務規定） (2021.4.1施行済)

<施行状況>

- 2021年7月14日に、京都府・京都市・総合地球環境学研究所（地球研）で「京都気候変動適応センター」を共同設置
- 2021年度は、環境省「国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」を活用し、農林水産業や自然生態系など府民の生活を支える基盤となる分野を中心に様々な団体等へのヒアリングやアンケートを実施・分析することで、気候変動影響を把握し、府民に広く情報発信（ホームページ、シンポジウム開催など）



2021年4月23日「地球温暖化対策及び地球環境研究の推進に向けた包括連携協定」締結式の様子

(参考) 府の義務規定に関する法制化の動き

京都府

建築物への再エネ導入義務

2012年度 -義務化(施行)-

※延床面積2,000m²以上の新築・増築(増築部分の面積)が対象

2022年4月～ -対象拡大-

※延床面積300m²以上の新築・増築へ対象拡大(300m²未満は努力義務)

建築士から建築主への再エネ導入説明義務

2021年4月～ -義務化(施行)-

※10m²以上の建築物が対象で、建築物への導入が可能な再エネ設備の種類や最大導入量等に関する事項などを記載した書面を交付の上、説明

事業者の再エネ導入状況等の報告義務

2021年4月～ -義務化(施行)-

※特定事業者による再生可能エネルギーの導入等の取組を促進するため、特定事業者を対象に再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設

国

建築物省エネ法

義務化は継続検討

(2021年8月)

「将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進める」(脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会とりまとめ抜粋)

建築物省エネ法

義務化の方針発表

(2022年1月)

「建築士から建築主に対する再エネ利用設備の効果等に関する説明義務」を創設(国土交通省「社会資本整備審議会」第46回建築分科会資料抜粋)

省エネ法

義務化案の提示

(2021年12月)

「特定事業者等に対し、非化石エネルギーへの転換(非化石エネルギー利用割合の向上)に関する中長期計画の作成や、非化石エネルギーの利用状況の定期報告等を求める制度を設ける」(第36回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会資料抜粋)

本日の報告内容

1. 昨年度までの経過
2. 改正条例の施行状況
3. **地球温暖化対策に係る直近の動向**
4. 今後のスケジュール案

地球温暖化対策に係る直近の動向①

1. 地球温暖化対策推進法の改正（2021年5月26日成立）

基本理念の新設

- 「2050年までの脱炭素社会の実現」等を基本理念として位置づけ

地域の脱炭素化の促進（2022年4月1日施行）

- 都道府県・政令市・中核市は、実行計画に、再エネ利用促進等の施策と実施目標を記載
- 市町村は、実行計画において、地域の再エネ資源を活用した事業の促進区域や配慮事項（環境配慮、地域貢献）の設定等が可能
 - 都道府県は、環境配慮基準（促進区域から除外する区域、市町村が促進区域設定に配慮すべき事項等）の設定が可能

企業の脱炭素経営の促進（2022年4月1日施行）

- ESG金融の進展に伴い、国は、企業から排出される温室効果ガス排出量等に係る情報のデジタル化・オープンデータ化を実施

(参考) 促進区域の設定等について

■ 地域の再エネ資源を活用した事業の促進区域（環境配慮、地域貢献）の設定等

- 本制度は、地域の再エネ資源を活用した事業促進のため、市町村が、環境保全に係るルールに則って、促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すもの
- 都道府県は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に環境配慮基準（都道府県基準）を設定することが可能

国

環境保全に係る基準の設定（環境省令）

（省令改正作業中、R4.4.1施行予定）

- 市町村の促進区域設定に当たり、一律に除外すべきエリア、考慮が必要なエリア



都道府県

国の基準（環境省令）を踏まえた環境配慮基準の設定（任意）

- 地域特性に応じて、都道府県内の市町村が除外すべきエリア、考慮すべきエリア・事項



市町村

国・都道府県の基準を踏まえた促進区域の設定等（努力義務）

実施主体	実施すべき事項のイメージ		
国	その他のエリア	市町村が考慮すべきエリア・事項	除外すべきエリア
都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべきエリア・事項	除外すべきエリア
市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域・地域の環境の保全のための取組等		・協議会等の協議

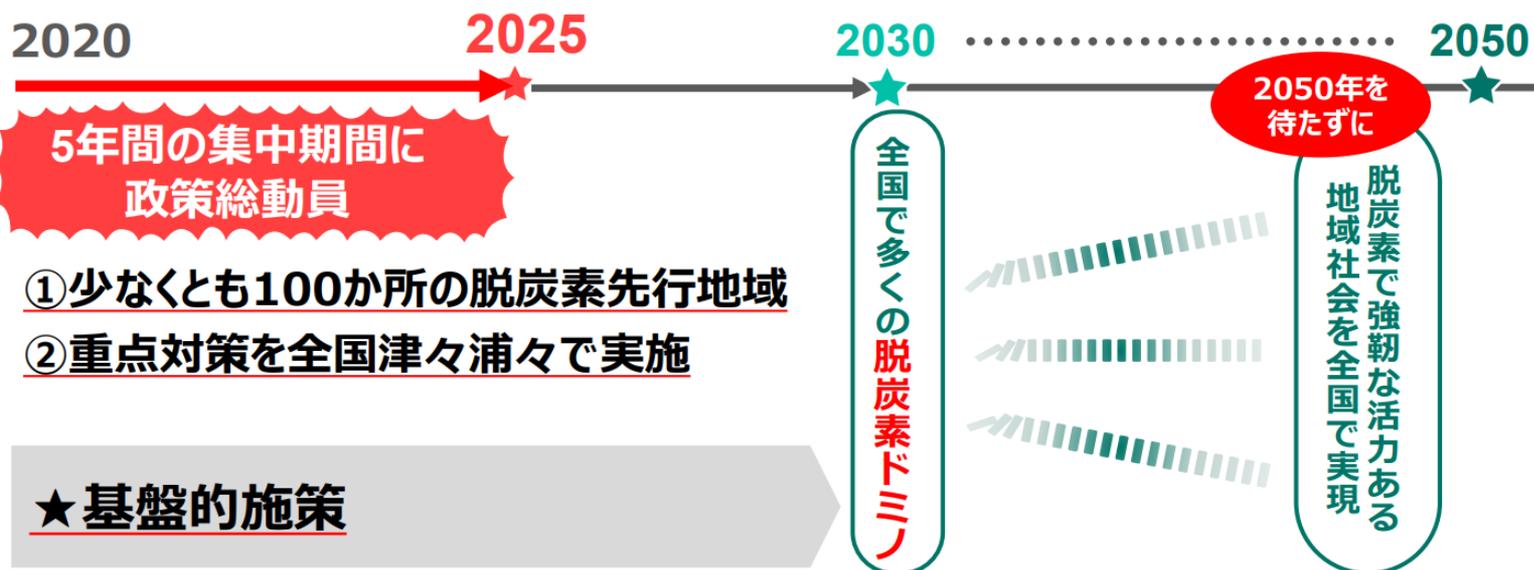
出典：地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）に対する意見募集（パブリックコメント）資料（令和4年1月12日、環境省）

地球温暖化対策に係る直近の動向②

2. 地域脱炭素ロードマップの策定 (2021年6月9日公表)

- 「国・地方脱炭素実現会議」(議長：内閣官房長官)において、「暮らし」、「社会」の分野を中心に2050年脱炭素社会の実現に向けた工程表として作成

- 2030年までに少なくとも「脱炭素先行地域」を100か所以上創出
＜脱炭素先行地域の基本的な要件・定義＞
 - ・民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現
 - ・運輸部門や熱利用等も含めて国の目標と整合する削減を地域特性に合わせて実現
- 全国で重点対策を実行(自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など)
- 各重点対策で「絵姿・目標」、「主要な政策対応」、「具体的な事例」を取りまとめ
※ 政府・自治体における率先行動(太陽光発電の設置や公用車の電動化など)も明記



地球温暖化対策に係る直近の動向③

3. 地球温暖化対策計画の改定 (2021年10月22日閣議決定)

- 新たな削減目標 (2030年度46%削減 (2013年度比)) を掲げ、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、目標の裏付けとなる対策・施策を記載し、目標実現への道筋を示したもの

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス (フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度 (JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

地球温暖化対策に係る直近の動向④

4. 第6次エネルギー基本計画策定 (2021年10月22日閣議決定)

- 第6次エネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラル、2030年度の46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示された。

第6次エネルギー基本計画に基づく2030年度におけるエネルギー需給の見通し

		(2019年 ⇒ 旧ミックス)	2030年度ミックス (野心的な見通し)
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費 (省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38%*
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	1%
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	20~22%
	LNG	(37% ⇒ 27%)	20%
	石炭	(32% ⇒ 26%)	19%
	石油等	(7% ⇒ 3%)	2%
	その他		5%

※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指す。

(再エネの内訳)
 太陽光 14~16%
 風力 5%
 地熱 1%
 水力 11%
 バイオマス 5%

(+ 非エネルギー起源ガス・吸収源)

温室効果ガス削減割合	(14% ⇒ 26%)	46% 更に50%の高みを目指す	12
------------	---------------	----------------------------	----

地球温暖化対策に係る直近の動向⑤

5. COP26開催（2021年10月31日～11月13日（英グラスゴー））

グラスゴー気候合意

- 気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示す包括的な文書
- 議長国が各国意見を踏まえて起草し、その内容について各国が議論し、採択
 - ➡ 1.5℃努力目標追求の決意を確認
 - ➡ 排出削減に関する今後の検討・道行き等にも言及
 - ➡ 石炭火力、非効率な化石燃料補助金等の段階的な廃止に向けて努力
 - ➡ 2025年までに先進国の適応資金を2019年の水準から倍増

各議題の決定事項

- パリ協定ルールブックの完成
 - ➡ 炭素クレジットの国際取引ルールの設定
- 先進国の気候資金の目標設定
 - ➡ 2025年までに官民合わせて年間1,000億ドルの気候資金（先進国→途上国）
 - ➡ 2025年以降の目標については、新たな協議体を立ち上げ、2024年まで議論

本日の報告内容

1. 昨年度までの経過
2. 改正条例の施行状況など
3. 地球温暖化対策に係る直近の動向
4. 今後のスケジュール案

今後のスケジュール案

(計画抜粋) VI.2「計画の進捗状況の点検」

- 緩和策については、数値目標を評価指標として進捗状況を定期的に点検します。
- 適応策については、各部局の適応策のフォローアップ調査を行い、施策の進捗状況を点検します。
- 京都府地球温暖化対策推進本部において、進捗状況を毎年把握・評価した上で、その結果を京都府環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行管理を実施します。
- また、計画の進捗状況は環境白書等で公表します。

2022年4月～6月頃

京都府地球温暖化対策推進本部における進捗状況の把握・評価

2022年6月～7月頃

京都府環境審議会（地球環境部会）における上記評価結果の検証

⇒ 京都府ホームページにおいて進捗状況を公表

<以下、引き続きの検討事項>

- ➡ 削減目標の見直し
- ➡ 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る都道府県基準の設定 等